

お知らせ News 地域包括支援センターにご相談ください

☎本庁舎高齢福祉課 内2155

地域包括支援センターは、市が設置する高齢者の総合窓口です。介護・福祉・保健・医療と連携し、さまざまな面で支援を行います。



相談は、高齢者本人・ご家族の方・ご近所の方などなたでも可能です。費用はかかりませんので、お気軽にご相談ください。

- 【相談例】
◇介護サービスを利用したいが、どうすればいいかわからない
◇近所の高齢者が困っているようで心配
◇介護予防について教えてほしい
◇家族の介護が大変で、どうしたらいいか相談したい

Table with 2 columns: センター名, 担当地区. Lists various support centers and their respective service areas.

お知らせ News ごみの適正な分別と排出

☎本庁舎環境保全課 内2187

【旧指定ごみ袋が残っている場合】

以前の「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の指定袋は、分別したうえで「燃えるごみ・燃えないごみ」の指定袋として使用できます。

以前の「ペットボトル」や「かん類・金属類」などの資源ごみの指定袋は、分別したうえで「資源ごみ」の指定袋として使用できます。

Three diagrams showing examples of how to separate and dispose of: 燃えるごみ (combustible waste), ペットボトル (PET bottles), and かん類・金属類 (cans and metal). Includes a QR code for the calendar.

【令和4年度ごみ収集カレンダー】
ごみの収集日や分別方法が分かるカレンダーは、町内会を通じて各家庭へ配布しています。また、市ホームページに掲載しているほか、本庁舎環境保全課・各庁舎地域振興課でも配布しています。

【集積所に出せないごみの処分方法】
法律で、次のごみは集積所に出すことができません（細かく砕いても回収できません）。それぞれの処分方法に従い、正しく処分してください。

- テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機
●農薬の空容器
●タンス・机・椅子などの粗大ごみ



お知らせ News もうお済みですか？ 自動車・軽自動車の変更手続き

☎本庁舎税務課 内2117～2120

自動車税・軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の車検証に登録されている内容で課税されます。

使用していない、住所が変わった、他人に譲渡したなど、登録内容に変更が生じた場合は、3月末までに必ず所定の手続きをしてください。

手続きをしないと、令和4年度分も今年度と同様に課税されるので注意しましょう！



Table detailing vehicle tax rates (自動車税 and 軽自動車税) and contact information for registration and payment.

お知らせ News 高齢者向け福祉サービスの申請が始まります

☎本庁舎高齢福祉課 内2155

高齢者を対象とした次のサービスを受けるためには、毎年申請が必要です。4月1日(金)から令和4年度分の申請を受け付けますので、本庁舎高齢福祉課または各庁舎地域振興課で手続きしてください。



Table listing various welfare services for the elderly, including their content, target groups, and required application documents.

※申請書は、本庁舎高齢福祉課・各庁舎地域振興課にあります。

マイナンバーカードガイドブックを作成しました

市では、マイナンバーカードをより便利に利用してもらうため、ガイドブックを作成しました。マイナンバー制度やカードを紛失した場合の手続き、コンビニ交付利用方法など、イラストでわかりやすく説明しています。

2. 白河市でマイナンバーが必要な手続き

①引っ越しや婚姻等で氏名・住所に変更がある場合

必要となる手続き	窓口
・住民票の転入届、転居届等	市民課

②社会保障や給付手続き

分野	必要となる手続き	窓口
国保	・国民健康保険(国保)の届け出、給付 ・後期高齢者医療の届け出、給付	国保年金課
税金	・市民税の申告 ・税金滞りの延滞申請等	税務課
福祉	・障がい児通所支援の申請 ・障がい者支援 手帳、手当の申請等	社会福祉課
介護	・介護保険の届け出、給付	高齢福祉課
こども	・児童手当の申請 ・特別児童扶養手当の申請	こども支援課
	・保育費、幼稚園入園の申請	こども育成課

3. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、申し込みをした人だけが持つことができる顔写真入りカードで、このカード1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができます。また、オンラインでの行政手続きも可能なため、コンビニで住民票の取寄せ証明書を取得したりすることもできる便利なカードです。

①氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。
②マイナンバーカードの有効期限(カード発行日から10年目の誕生日)
※有効期限満(カード発行日満)は50歳の誕生日
③電子証明書の有効期限(カード発行日から5年目の誕生日)
④性別・氏名等変更の際の記載欄(役所の職員が記入します。ご自分で記入しないでください)
⑤顔写真照像照像確認(内容確認の上、必要があれば署名してください)
⑥ICチップ(電子証明書の情報等が登録されています)
⑦マイナンバー(12桁の数字)

性別、顔写真照像照像確認、マイナンバーが隠れて見えなくなります。
※専用カードケースは、マイナンバーカードをお返しする時に無料で配布しています。

ガイドブックは、マイナンバーカード受け取り時のほか、希望者にも配布するワン!

- **作成部数** 6,000部
- **配布場所** 本庁舎市民課窓口
各庁舎窓口
各行政センター窓口

☎本庁舎市民課 内2176

内容の紹介

《マイナンバーカードとは》

顔写真入りのカード1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができることや、有効期限やICチップなどカードに記載されている内容を説明しています。

《マイナンバーの安全性》

個人情報であるマイナンバーの紛失や漏えいを防止するため、分散管理など安全な管理方法を紹介しています。

《ここが知りたい!》

マイナンバーカードによる転入届け出の具体例を図で紹介するほか、転居や氏名変更があった場合や、外国人で在留期間の定めがある場合などのケースについても説明しています。また、紛失・盗難、再交付を受ける場合の手続き方法も記載しています。

《マイナンバーカードの使い道》

カードのICチップに搭載されている電子証明書の使い道や、子育て・介護など行政手続きのオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」、コンビニで交付できる証明書の詳しい取得方法などを分かりやすく紹介しています。

《その他》

よくある質問や、問い合わせ先、自分のマイナンバーカードの有効期限・暗証番号を記入できるメモ欄があります。

